

こまきこども未来館講座等開催業務委託プロポーザル 実施要領

1 施設の概要

(1) 名称

こまきこども未来館

(2) 所在地

小牧市小牧三丁目 5 5 5 番地

(3) 施設内容

ア. 再開発ビルラピオの概要

敷地面積	9863.41 m ²
建築面積	7373.31 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造
階数	地上5階、地下2階

イ. こまきこども未来館の概要

再開発ビルラピオ内、2階、3階、4階部分（テナント等除く）に位置する。

児童館の種類別	児童センター
専有面積（全体）	5580.90 m ²
2階	1786.49 m ²
3階	2856.73 m ²
4階	937.68 m ²

(4) 休館日

毎月第3火曜日およびその前日の月曜日、12月28日から1月4日まで

(5) 開館時間

2階	交流ひろば	10:00～20:00
	音楽スタジオ ダンススタジオ	10:00～21:00 ※受付は20時まで
	総合受付	
3階	遊びひろば デジタルラボ	10:00～17:30※1※2
	体験ひろば	
	ニコニコひろば	
4階	見遊ひろば	10:00～17:30※1
	自習室	10:00～21:00

※1 夏季時間帯は18:00まで

※2 中高生利用促進で20:00程度まで延長する場合あり

2 業務概要

(1) 業務の内容

別添「こまきこども未来館講座等開催業務委託仕様書」のとおり

(2) 契約期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日

(3) 提案上限額

127,800千円（消費税込み）※R4年度～R5年度の債務負担行為限度額

※受託候補者の選定後、契約内容等について、本市と受託候補者との間で協議し、見積徴収のうえ契約を締結する。

3 応募に関する事項

(1) 参加資格

次の要件を満たす団体とする。(個人による応募は不可)

- ア 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - (ア) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (エ) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者 (他の自治体で指定を取り消された場合も含む)
 - (オ) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - (カ) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税、事業税、固定資産税、住民税を滞納している者 (徴収猶予を受けている場合を除く)
 - (キ) 本業務を円滑に遂行する上で、安定的かつ健全な財政能力を有しない者
 - (ク) 小牧市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員が役員となっている団体
 - (ケ) 小牧市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 提出書類

ア 参加表明書 (様式 1)

イ 誓約書 (様式 2)

ウ 事業計画書 (様式 3)

事業計画書は、こまきこども未来館のコンセプトや運営基本方針を達成するため、どのような講座等を行うのか、集客等の利用促進策や責任者・スタッフ等の配置、管理経費縮減の取り組み等を具体的かつ簡潔に記載してください。また、作成にあたっては、以下の項目に留意してください。

(ア) 業務実施方針

(イ) 職員配置計画

(ウ) 仕様書に定める各事業実施計画

(エ) 類似業務実績

エ 応募者に関する書類 (様式任意)

(ア) 会社 (団体) の概要 (活動実績) を記載した書類 (パンフレット等)

(イ) 定款又は寄附行為 (法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

オ 見積書 (消費税相当額を含まない金額を記載)

※その他、小牧市の入札参加資格者名簿に記載されていない者は、次に掲げる書類を提出すること。(各 1 部)

カ 法人にあつては、登記事項証明書 (現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)

キ 個人事業主にあつては、代表者の身元証明書及び代表者の登記されていないことの証明書

ク 法人にあつては、国税 (法人税及び消費税 (その 3 の 3))、都道府県税 (法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税) 及び市町村民税すべての納税証明書 (未納がないことが確認できるもの)

ケ 個人事業主にあつては、国税 (所得税及び消費税 (その 3 の 2))、都道府県税 (個人事業税及び自動車税) 及び市町村民税すべての納税証明書 (未納がないことが確認できるもの)

なお、カからケの詳細については、小牧市の入札参加資格審査申請要領 (物品の買入れ・保守管理等の委託等) P. 4 「4 別送書類」を参照すること。(市ホームページに掲載あり)

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 10 部とする。

(4) 質疑応答

- ア 質問は、電子メールまたは FAX（様式不問、ただし A4 縦、横書き）でのみ受け付ける。ただし、質問送付後に事務局に電話等で受理確認を行うこと。
- イ 質問の送付は件名を「こまきこども未来館講座等開催業務委託質問書」とすること。
- ウ 質問箇所については、掲載箇所、頁数など詳しく明示すること。
- エ 質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、小牧市ホームページに掲載する。
- オ 期限を過ぎて提出された質問については無効とし、回答しないものとする。
- カ 次に掲げる内容の質問に対しては回答しない。
 - (ア) 単なる意見、要望に過ぎないもの
 - (イ) 誹謗中傷の類が含まれているもの
 - (ウ) 応募に関して関連のないもの

(5) 実施スケジュール

項 目	日 程
実施要領等発表 (窓口配布および市ホームページに掲載)	令和 3 年 12 月 27 日
質疑受付	令和 3 年 12 月 27 日 ～令和 4 年 1 月 20 日
質疑回答(市ホームページ掲載)	令和 4 年 1 月 24 日
参加表明書等の提出期限	令和 4 年 1 月 31 日
書類審査	令和 4 年 2 月 1 日
提案審査 (プレゼンテーション)	令和 4 年 2 月 17 日
結果発表(公表・通知)	令和 4 年 2 月末

※期間の表示のあるものは、午前 10 時から午後 5 時 30 分までに行うものとする。

4 選定に関する事項

(1) プロポーザル審査委員会

選定にあたっては、こまきこども未来館講座等開催業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

審査委員 5 人（学識経験者、小牧市児童館運営委員、こども未来部長）

(2) 選定の方法

審査委員会において、応募者から提出された書類及び提案説明（プレゼンテーション）の審査を行い、技術的に最も適当な者を受託者の候補者として選出する。

(3) 書類審査

事務局において、参加資格等を審査する。

(4) 提案審査（プレゼンテーション）

ア 日時：令和 4 年 2 月中旬（予定）

イ 場所：多世代交流プラザ（予定）

※プレゼンテーションの日時等詳細については、書類審査後に各参加者あてに事前に通
知する。

ウ 出席者

説明員、パソコン操作員などの 3 名以内とする。なお、原則として代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

エ 実施方法及び留意事項

(ア) プレゼンテーションは、抽選により決定した順番で実施し、1 団体につきプレゼンテーション 15 分以内、ヒアリング 15 分以内とする。

(イ) プレゼンテーションは提出された事業計画書の範囲に限り、事業計画書の範囲を逸脱した説明や審査委員の質問内容と全く関係のない発言を行わないこと。ただし、その範囲内であれば、補足資料を使用することはできる。

(ウ) プレゼンテーションおよびヒアリングは公開とする。

(エ) プロジェクター及びスクリーン等は事務局で用意する。

オ その他

(ア) ヒアリングにおいては、提出書類全般についても確認する場合がある。

(イ) プレゼンテーションに出席しない場合は失格とする。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(5) 審査の基準及び配点

以下に掲げる審査基準に照らし総合的に審査し、技術的に最も適当な者を選定する。

評価項目	配点 (110 点)
1 事業の遂行能力	20
職員配置	20
2 講座等開催に対する考え方	90
業務内容の理解	10
先進性および独創性	20
小牧の課題や魅力に対する理解	20
地域との連携	20
実現性	20

(6) 選定結果の通知

応募者全員に文書にて通知する。

(7) 選定結果の公表

選定結果については、市のホームページ上において公表する。

公表内容は、原則として、応募者数及び会社（団体）名、プレゼンテーションでの質疑内容、審査結果等とする。

5 書類提出先および問合せ先

小牧市役所 こども未来部 多世代交流プラザ 事業推進係

住所：〒485-0041 愛知県小牧市小牧三丁目5-5-5番地（ラピオ3階）

電話：0568-71-8616

FAX：0568-71-8612

E-mail：tasedai@city.komaki.lg.jp

6 その他の事項

(1) 申請に要する費用は、応募者の負担とします。

(2) プロポーザルの審査委員会委員及びその家族が関係する事業所等に所属する者は参加できない。

(3) 原則として、一度提出された書類の記載内容の変更、差し替え、追加等はできないものとする。

(4) 受託者選定前に、審査委員会委員と個別に接触することを禁じる。

(5) プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当すると審査委員会が認めた場合には無効となる場合がある。

ア 提出書類が、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 提出書類が、作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。

ウ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 提出書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 提出書類に、虚偽の記載があるもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

カ 他者の提出書類を盗用した疑いがある場合。

キ 見積額が提案上限額を超えている場合。

ク その他実施要領等に違反すると認められた場合

(6) 提出書類は審査に必要な範囲において複製することができるものとし、返却はしない。ま

た、参加者において、提出された書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。

- (7) 提出書類の著作権は提出者に帰属する。
- (8) 提出された参加表明書等は、小牧市情報公開条例（昭和 61 年小牧市条例第 43 号）の開示請求の対象となる。
- (9) プロポーザル参加予定者が自主的に現地を確認することは妨げないが、撮影等を行う場合は事前に施設側に許可が必要なため、必ず事務局へ連絡すること。
- (10) 手続き等に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものに限る。